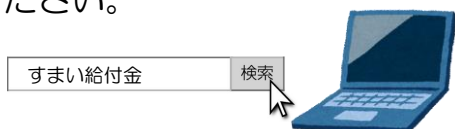


すまい給付金 申請窓口からのお願い

すまい給付金 申請窓口は給付申請書の配布や申請受付を行います。
ご利用にあたり、以下の点にご理解とご協力をお願いします。

1 一定の要件

給付金を受けるには、
一定の要件を満たす必要があります。
必ず事前にホームページなどで
ご確認ください。



2 申請者が申請書を記入

給付申請書は申請者による
必要事項の記入・押印が必要です。
ホームページ等で入手し、
予めご用意ください。



〔窓口が記入することは
できません〕

3 確認書類が必要

給付金を受けるには、
要件を確認するための書類※が必要で
す。予めご用意ください。



〔窓口は確認書類がないと
何も確認できません〕

4 事前予約が必要

申請窓口は少人数で運用しています。
必ず予め電話で予約をしてから、
お越しください。



〔予約がない場合、応対
できないことがあります〕

※書類の入手に掛かる費用負担は申請者です。

詳しくは、すまい給付金ホームページへ！

[<http://sumai-kyufu.jp>]



※その他、ご不明な点等がございましたら、
以下の電話番号までお問い合わせください。



●電話でのお問い合わせ

ナビダイヤル **0570-064-186**

一部のIP電話からは **045-330-1904**

(9～17時(土・日・祝含む)/通話料がかかります)

●申請窓口利用欄

お近くの申請窓口は
ホームページから検索できます



事務局および申請窓口は、外国語での対応は致しかねます。

The secretariat and the application counter can correspond only in Japanese.

事務局及申請窓口、恕不可対応外语

저희 사무국 및 신청 창구에서는 일본어로만 사용 가능합니다.